

建設業だより

No.141

発行/2024(令和6)4月1日

都市・交通局都市基盤部都市総務課

建設業・不動産業室

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話052-954-6502

Webサイト

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>



ジブリパーク「魔女の谷」の「ハウルの城」
(長久手市茨ヶ廻間乙1533-1 愛・地球博記念公園内)

© Studio Ghibli

目次	
建設業許可・経営事項審査の電子申請について	…2 建設キャリアアップシステムの活用に関する評価基準について …17
建設業許可申請等に関するお知らせ	…2 建設局、都市・交通局、建築局発注工事における週休2日制工事の取組について …18
愛知県知事に建設業許可・経営事項審査の電子申請を行う場合の注意事項	…3 2024年度愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価落札方式の改正概要 …19～21
建設業法における届出等の提出期限について	…4 2024(令和6)年度ICT活用工事の取り組みについて …22
「適切な社会保険の加入」は建設業許可の要件です	…5 令和6・7年度愛知県建設工事の経常建設共同企業体等入札参加資格審査申請の定時受付日程等の御案内 …23
経営事項審査等の審査基準について	…6 優秀施工者愛知県知事表彰について …24
建築物等の解体工事の実施には建設業許可または解体工事業登録が必要です	…7 建設工事統計調査関係者表彰について …25
愛知県知事建設業許可業者名簿、愛知県解体工事業登録業者名簿及び愛知県浄化槽工事業登録業者名簿について	…7 宅地や建物の適正な取引及び広告について …26
建設リサイクル法に基づく分別解体等の届出について	…8 宅地建物取引業者と人権について …26
令和5年度建設業講習会の動画を掲載しました	…9 不動産業グループからのお知らせ …27
2024(令和6)年3月31日基準日住宅瑕疵担保履行法の届出手続について	…10 建設系産業廃棄物排出事業者のみなさまへ …28～29
2024(令和6)年度技術検定試験のご案内	…11 名古屋国税局からのお知らせ「インボイス制度ご不明点はありませんか？」 …30～31
労働災害の撲滅に向け、取組の強化・充実をお願いします	…12 時間外労働の上限規制について …32～33
建設工事に従事する一人親方の皆様へ「労災保険への特別加入」をしていますか	…12 労働条件明示のルールが変わります …34～35
建設業許可の欠格要件について	…13 愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業・団体募集集中！ …36～37
建設工事の適正な取引について	…14 愛知県休み方改革マイスター企業認定制度について …38
法令遵守について	…14 女性の活躍に取り組む企業等を応援します …39
建設キャリアアップシステムについて	…15 暴力団離脱者受入企業を募集しています …40
CCUSに関するトピックス	…16 表紙写真の紹介 …41

建設業許可・経営事項審査の電子申請について

◇2023（令和5）年1月から、建設業許可・経営事項審査の申請等について、電子申請ができるようになりました。

○電子申請ができる手続き

- ・建設業許可申請（新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加、更新）
- ・変更届（事業年度終了届出書含む）
- ・廃業届
- ・経営事項審査

◇電子申請は、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）を使用しています。

○JCIPについて

JCIPの概要については、国土交通省Webサイトをご確認ください。システムの操作マニュアルも掲載されています。

愛知県知事許可の手続きに関しては、次のページの注意事項をご確認ください。

国土交通省 https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html



○JCIPの利用について

建設業許可等電子申請システムを利用するためには、デジタル庁が所管するGビズIDの取得が必要です。詳しくは、デジタル庁及びGビズIDのWebサイトをご覧ください。

デジタル庁 <https://www.digital.go.jp/policies/gbizid/>



GビズID <https://gbiz-id.go.jp/top/>



※ JCIPの操作に関するお問い合わせについては、愛知県でお受けすることができません。システム上の「お問い合わせ」フォームから、ヘルプデスクまでお問い合わせください。

お急ぎの場合は、0570-033-730（ナビダイヤル）から問い合わせることもできます。

建設業許可申請等手続きに関するお知らせ

◇ 事業承継による認可申請が必要となると見込まれる場合は、承継の効力発生日の2か月前までに申請ができるよう相談してください。

事業承継の認可は、効力発生日前までに受ける必要があります。

内容確認や補正に時間を要することが想定されますので、事業承継による認可申請が必要となると見込まれる場合は、遅くとも、承継の効力発生日2か月前までに申請ができるよう相談してください。

〈相談窓口〉 名古屋市内に営業所がある場合 … 建設業・不動産業室（愛知県自治センター2階）
名古屋市以外の市町村に営業所がある場合 … 各市町村を管轄する建設事務所

☆ 詳しくは、「建設業許可申請の手引（申請手続編）」及び、「建設業許可申請の手引き（申請書記載例編）別冊」をご覧ください。

◇ 建設業許可申請に係る各様式、手引きについては、建設業・不動産業室のWebサイトからダウンロードできます。

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html>



愛知県知事に建設業許可・経営事項審査の電子申請を行う場合の注意事項

※国土交通大臣、愛知県以外の都道府県知事に電子申請する場合の注意事項については、各行政庁にお尋ねください。

◇電子申請を行う場合は、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）のマニュアルだけでなく、愛知県の手引きも必ずご確認ください。

手引きは建設業・不動産業のWebページからダウンロードできます。

建設業許可 <https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html>

経営事項審査 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/dl-page-keishin.html>



◇建設業許可申請、変更届等を提出する際の注意事項

○添付書類について

建設業・経営事項審査電子申請システム（JCIP）では、一部添付いただきたい書類について、システム上の案内等がないものがあります。

必ず、手引きの内容をご確認いただき、必要な書類は作成のうえ、JCIP上の添付ファイルとして提出してください。なお、審査の過程で追加の書類提出を求める場合があります。

・JCIP外で作成が必要な書類の例

建設業許可申請 → 建設業許可申請書表紙、提出票

事業年度終了届 → 事業年度終了届表紙

○JCIPでの受付ができない場合

更新等の許可申請において、許可の有効期限の30日前までに提出できない場合は、JCIPでの受付はできません。紙面による受付を行いますので、申請書類を揃えたうえで、速やかに管轄の建設業窓口までお持ちください。



◇経営事項審査申請を提出する際の注意事項

○経営事項審査は事前予約が必要です。

愛知県では、毎月の指定日に経営事項審査を実施しています。審査を受ける場合、事業年度終了届を提出する際に「経営事項審査を申請する」欄に丸を付けて提出してください。

確認後、予約手続きを行い、予約票をお渡しします。経営事項審査の申請は予約後に行ってください。

○JCIPでの提出方法について

システム内で作成する様式に加えて、予約票をお渡しする際に添付するチェックリスト、経営事項審査申請様式ダウンロードページからダウンロードできる提出票を添付ファイルとして提出してください。

○確認資料について

法定様式以外の確認資料については、紙による提出もできるものとします。予約票に提出期限を記載していますので、期限内に到達するよう提出してください。

○手数料の納付方法について

手数料は、JCIPを経由したネットバンキング又は、愛知県収入証紙による納付のいずれかを選択できます。

JCIPによる申請を確認後、手数料納付指示をシステム上で行います。審査予約時に、手数料の納付期限をお示ししますので、期限内に納付してください。期限内に納付されないと審査が翌月となる可能性があります。

○電子申請時の留意事項

資料に不備等がある場合、JCIP上で補正指示を行います。審査当日は補正に対応できるようにしてください。

建設業法における届出等の提出期限について ～提出が遅れないようご注意ください～

- ◇ 法人、個人にかかわらず毎年事業年度終了後4か月以内に「事業年度終了届出書」を提出しなければなりません。
- ◇ 許可申請書および添付書類の内容に変更が生じた場合には、提出期限内に「変更届出書」等を提出する必要があります。
- ※ 必要な事業年度終了届出書や変更届出書等の提出がなされていないと、更新の申請をすることができません。特に、事業年度終了届出書を複数年分まとめて提出する事例が多くありますのでご注意ください。
適切に届出を提出しないと処分の対象となる場合があります。

<届出等一覧>

届出事項	提出期限	備 考
事業年度（決算期）が終了したとき<毎期提出>	毎事業年度 経過後 4か月以内	事業年度終了届出書一式
定款の変更（定款または株主総会議事録の写し）		} 事業年度終了届出書と併せて提出
使用人数の変更		
健康保険等の加入状況の変更（従業員数のみの変更の場合）		
健康保険等の加入状況の変更（加入状況に変更があったとき、営業所を新設したとき）	事実発生後 2週間以内	許可要件に関わる事項です。届け忘れがないよう、ご注意ください。
常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の変更（氏名の変更を含む）		
営業所の専任の技術者の変更（氏名の変更を含む）		
令第3条に規定する使用人の変更		
商号又は名称の変更	事実発生後 30日以内	「役員等」には、法人の役員のほか、顧問・相談役・株主（総株主の議決権の100分の5以上を有する個人又は出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている個人）が含まれます（監査役は除きます）。
既存の営業所の名称、所在地又は業種の変更		
営業所の新設又は廃止		
資本金額（出資総額）の変更		
法人の役員等の変更（就退任、代表者の変更、常勤⇔非常勤、氏名の変更等）		
個人の事業主の氏名の変更		
個人事業主で支配人を設けている場合の支配人の変更（氏名の変更、新任、退任）	事実発生後 2週間以内	
経營業務の管理責任者が複数人いた場合の削除、専任技術者の削除（交替者がいない場合）、欠格要件該当		
廃業（許可を受けた建設業）	廃業から 30日以内	許可業種の一部を廃業する場合は変更届等の提出が必要

- ☆ 届出手続の詳細については、「建設業法による変更届等の手引（事業年度終了届編）」及び「建設業法による変更届等の手引（変更届出書編）」をご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html#tebiki>



「適切な社会保険の加入」は建設業許可の要件です

更新申請を含め、全ての申請をする場合において、「適切な社会保険に加入していること」は建設業許可の要件です。

◇労働者が加入しなければならない保険を確認してください。

所属する事業所		就労形態	社会保険		労働保険
事業所の形態	常用労働者の数		医療保険 (いずれかに加入)	年金保険	雇用保険
法人	1人～	常用労働者	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1 	厚生年金	雇用保険 ※2
	-	役員等	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1 	厚生年金	-
個人事業主	5人～	常用労働者	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1 	厚生年金	雇用保険 ※2
	1人～4人	常用労働者	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 国民健康保険組合（建設国保等） 	国民年金	雇用保険 ※2
	-	事業主、一人親方	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 国民健康保険組合（建設国保等） 	国民年金	-

■：事業主に従業員を加入させる義務があるもの ■：個人の責任において加入するもの

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入。（この場合は、協会けんぽに加入し直す必要はありません。）

適用除外承認を受けた国民健康保険組合への加入手続きについては日本年金機構のWebページを参照。
(<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/hihokensha1/20150422.files/0703.pdf>)



※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かは問いません。

●詳細については、加入する保険を担当する機関にお問い合わせの上、手続きをしてください。

- ・医療保険、厚生年金保険 → 事務所の所在地を管轄する年金事務所等
- ・雇用保険 → 最寄りのハローワーク等

●「適切な保険」を確認するためのフローチャートについては国土交通省のWebサイトを参照。

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)



保険の加入状況が変わったら「健康保険等の加入状況」の提出をお忘れなく！

保険加入状況に変更があった場合は2週間以内に、従業員数のみに変更があった場合は事業年度経過後4か月以内に届け出る必要があります。

届出窓口は、次のとおりです。

- 名古屋市内に営業所がある場合 … 建設業・不動産業室（愛知県自治センター2階）
- 名古屋市以外の市町村に営業所がある場合 … 各市町村を管轄する建設事務所

詳しくは建設業・不動産業室のWebサイトをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/shakaihoken.html>



経営事項審査等の審査基準について

2023（令和5）年1月1日に経営事項審査等の審査方法が一部改正されました。改正点のうち、建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用状況を加点対象とする「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（W1-10）」の新設についてお知らせします。（2023（令和5）年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用されます。）

審査対象工事

①から③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事*

- ①日本国内以外の工事
- ②建設業法施行令で定める軽微な工事
- ③災害応急対策

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点対象となりません。

該当措置

①から③のすべてを実施している場合に加点

- ①CCUS上での現場・契約情報の登録
- ②建設工事に従事する者が直接入力によらない方法*でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出（愛知県様式第12号）

※直接入力によらない方法とは就業履歴データ登録標準API連携システムにより、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等を指します。

以下の内容は、2021（令和3）年4月1日改正の内容ですが、**建設業の経理に関する状況（W5）の経過措置の終了**についてお知らせします。

建設業の経理に関する状況（W5）について、2023（令和5）年3月31日までの審査基準日は経過措置で以下に記載の【従前の評価対象者】も加点対象でしたが、**2023（令和5）年4月1日以降の審査基準日は【改正後の評価対象者】のみが加点対象**となりましたので申請の際はご注意ください。

【従前の評価対象者】

- ①公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者
- ②登録経理試験（一級又は二級）に合格した者



【改正後の評価対象者】

- ①公認会計士又は税理士であって、**国土交通大臣が指定する建設業経理に係る研修を受けた者**
 - ②登録経理試験（一級又は二級）に合格し、**合格した日の属する年度の翌年度の開始日から5年を経過しない者**
 - ③登録経理講習（一級又は二級）を受講し、**受講した日の属する年度の翌年度の開始日から5年を経過しない者**
- ※ 資格を有するだけ・試験に合格しただけでは加点対象となくなりました。

詳しくは建設業・不動産業室のWebサイトからダウンロードできる「経営事項審査申請等の手引」を参照してください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/dl-page-keishin.html>



建築物等の解体工事の実施には 建設業許可または解体工事業登録が必要です

『土木工事業』、『建築工事業』、『解体工事業』の建設業許可を持たずに、家屋等の建築物、その他の工作物等を解体する工事（解体工事）業を営もうとする場合は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の規定による『解体工事業登録』を受ける必要があります。

500万円以上の解体工事を
請け負いますか？

YES

解体工事業の許可が必要です。

↓建設業許可手続きについてはこちら↓
<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyogyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html>



NO

次の建設業許可をお持ちですか？

- 土木工事業
- 建築工事業
- 解体工事業

YES

解体工事業登録をすることなく、
500万円未満の解体工事を請け
負うことができます。

NO

解体工事業登録が必要です。

↓解体工事業登録手続きについてはこちら↓

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyogyo-fudosangyo/dl-page-kaitaitouroku.html>

※登録は、解体工事を行おうとする区域を管轄する都道府県知事が行うため、複数の都道府県で解体工事を行う方は、各都道府県ごとに登録を受ける必要があります。



愛知県知事建設業許可業者名簿、 愛知県解体工事業登録業者名簿及び 愛知県浄化槽工事業登録業者名簿について

愛知県知事建設業許可業者名簿、愛知県解体工事業登録業者名簿及び愛知県浄化槽工事業登録業者名簿を建設業・不動産業のWebサイトに掲載しております。

☆愛知県知事建設業許可業者名簿（2024（令和6）年2月1日作成）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/0000047962.html>



☆愛知県解体工事業登録業者名簿（2024（令和6）年1月末現在）

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyogyo-fudosangyo/dl-page-kaitaimeibo.html>



☆愛知県浄化槽工事業登録業者名簿（2024（令和6）年1月末現在）

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyogyo-fudosangyo/dl-page-jyoukaosumeibo.html>



建設リサイクル法に基づく分別解体等の届出について

■ 一定規模以上の建設工事には、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）に基づき届出等が必要です。

- (1) 建築物等の新築や除却工事の際、資材の分別解体と再資源化を行わなければなりません。
- (2) 工事の発注者や元請業者等は、工事の事前届出や元請業者から発注者への事後報告、現場における標識の掲示などを行わなければなりません。
- (3) 解体工事の実施には建設業許可（土木、建築又は解体工事業）又は解体工事業登録が必要です。

■ 対象建設工事の事前届出については、次のとおりです。

- (1) 対象建設工事（特定建設資材*が使用されているか、又は使用するもの）

建築物の解体工事	床面積 $\geq 80\text{m}^2$
建築物の新築・増築工事	床面積 $\geq 500\text{m}^2$
建築物の修繕・模様替工事	工事費 ≥ 1 億円
土木工事・その他の工作物の工事	工事費 ≥ 500 万円

*特定建設資材とは

- ①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート

- (2) 届出の時期 工事着手の7日前まで

- (3) 届出先

工事場所	建築物	土木工事等
名古屋市	建築指導課	技術指導課 各土木事務所
豊橋市	建築指導課	(同左)
岡崎市	建築指導課	(同左)
一宮市	建築指導課	道水路管理課
春日井市	建築指導課	(同左)
豊田市	建築相談課	(同左)
半田市 *	建築課	◆当該市町村の管轄建設事務所 <ul style="list-style-type: none"> ・尾張建設事務所維持管理課 ・一宮建設事務所維持管理課 ・海部建設事務所維持管理課 ・知多建設事務所維持管理課 ・西三河建設事務所維持管理課 ・知立建設事務所維持管理課 ・豊田加茂建設事務所維持管理課 ・新城設楽建設事務所維持管理課 ・東三河建設事務所維持管理課
刈谷市 *	建築課	
安城市 *	建築課	
西尾市 *	建築課	
小牧市 *	建築課	
東海市 *	建築住宅課	
江南市 *	建築課	
瀬戸市 *	都市計画課	
豊川市 *	建築課	
稲沢市 *	建築課	
大府市 *	都市政策課	
その他市町村	建築確認の窓口	

*印の市（限定特定行政庁）における建築物の内、建築基準法第6条第1項第1～3号に掲げる建築物及びその他市町村のすべての建築物の届出書は、当該市町村から各建設事務所建築課に送付されます。

■ 届出書の様式、添付図書など、詳しい情報については、愛知県のWebサイトをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/0000025019.html>

【お問い合わせ先】

愛知県建築局建築指導課 建築環境グループ（愛知県東大手庁舎3階）

〒460-0001 名古屋市中区三の丸3-2-1

電話052-954-6570



令和5年度建設業講習会の動画を掲載しました

愛知県知事許可を受けた建設業者の方を対象に、令和5年11月に開催した令和5年度建設業講習会を開催しました。

講習会の資料を建設業・不動産業室Webサイトに掲載するとともに、講習動画をYoutubeチャンネルに掲載しております。

以下のURLまたはQRコードからアクセスできますので是非ご覧ください。

● 「建設業許可について」

最近のトピックス（約15分）

<https://youtu.be/OjsG5JWQk1U>



● 「経営事項審査について」

注意事項・改正点など（約18分）

https://youtu.be/_4xRCd87Ull



● 「建設工事等入札参加資格

審査申請について」（約14分）

<https://youtu.be/kyyq3sfF8zA>



● 「適正な請負代金の設定及び 適正な工期の確保について」（約30分）

<https://youtu.be/vyelFp5lDck>



● 「労働安全衛生法令遵守について」（約10分）

https://youtu.be/tR0xV05qi_c

● 「時間外労働上限規制について」（約12分）

<https://youtu.be/Hghjm2Aexm0>



★ 講習会の資料については今回、動画掲載をしていないものも含めて建設業・不動産業室のWebサイトに掲載しています。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/kensetsugyo-kousyuukai2023.html>



2024（令和6）年3月31日基準日 住宅瑕疵担保履行法の届出手続について

「住宅瑕疵担保履行法」に基づき、新築住宅を引き渡した事業者は、毎年3月31日の基準日ごとに、資力確保措置状況についての届出を行うことが必要です。

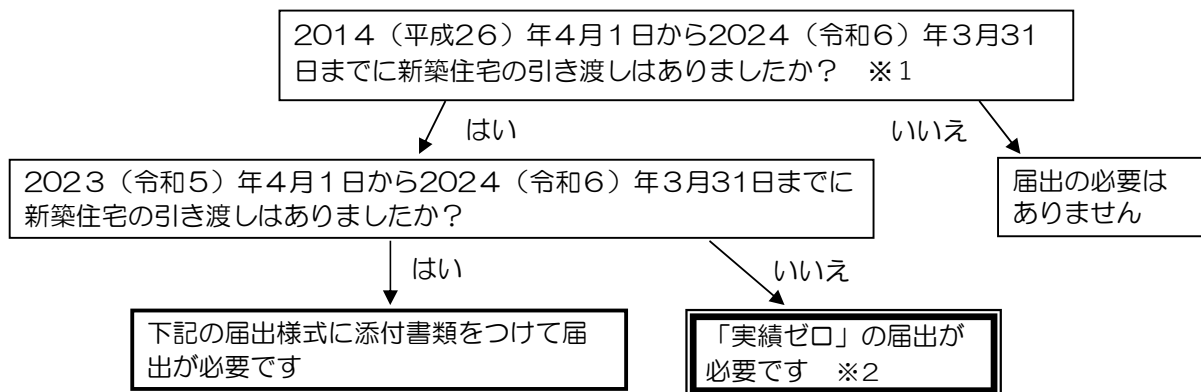
2024（令和6）年3月31日の基準日の届出期間は、4月1日（月）から4月22日（月）【必着】までです。

愛知県知事の許可・免許を受けている建設業者・宅地建物取引業者の方は、愛知県へ届出をしてください。

新築住宅を引き渡した建設業者や宅地建物取引業者が「保険加入」及び「供託」の資力確保措置をしていない場合や、行政庁へ資力確保措置状況の届出書を提出していない場合は、監督処分や罰則の適用対象となります。

また、届出書の提出をせず基準日の翌日から起算して50日を経過した日以後は、新たな請負契約や売買契約ができなくなり、それに違反した場合にも、監督処分や罰則の適用対象となります。

1 届出が必要な方



※1…2014（平成26）年3月31日以前に新築住宅の引き渡しがあり、2014（平成26）年4月1日以降に新築住宅の引き渡しが全くない場合は、届出の必要はありません。

※2…「実績ゼロ」の場合は、保険法人から送付される保険契約締結証明書を添付する必要はありません。「届出様式」のみを提出してください。

2 届出書類（保険の場合）※供託の場合はご相談ください。

区分	届出様式	添付書類
建設業者	第一号様式	保険会社から郵送される下記の書類 <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約締結証明書 ・保険契約締結証明書【明細】（記入箇所あり）
宅地建物取引業者	第七号様式	※引き渡し実績がない場合は、添付書類は必要ありません。 ※関係様式への押印は不要です。

※ 届出書様式は当課のWebページからダウンロードできます。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/0000030384.html>



3 提出方法

郵送（必着）または窓口へ持参してください。

なお、郵送の場合は、「住宅瑕疵担保履行法届出書在中」と朱書きで記載していただき、簡易書留等の確実に到着する方法をお願いします。

【ご提出とお問い合わせ先】

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室（愛知県自治センター2階）
 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2
 電話 052-954-6589（ダイヤルイン）

2024（令和6）年度技術検定試験のご案内

建設工事の大規模化、技術水準の向上、工事施工の複雑化等に対処して、工事の適正な施工を確保するとともに、施工水準の向上を図るため、建設業法では技術検定制度を設けています。2024（令和6）年度の技術検定は次のとおり予定されています。

種 目	申 込 受 付 期 間	実 施 日	実 施 機 関 (指定試験機関)
1・2級土木施工 管理技術検定試験	1級(第1次・第2次検定)、 (第1次検定のみ)及び(第2次検定のみ) 2024(令和6)年3月22日～4月5日(受付終了) 2級(第1次検定のみ(前期)(種別:土木のみ)) 2024(令和6)年3月6日～3月21日(受付終了) 2級(第1次・第2次検定)、 (第1次検定のみ(後期))及び(第2次検定のみ) 2024(令和6)年7月3日～7月17日	1級(第1次検定) 2024(令和6)年7月7日 1級(第2次検定) 2024(令和6)年10月6日 2級(第1次検定(前期)(種別:土木のみ)) 2024(令和6)年6月2日 2級(第1次・第2次検定)、 (第1次検定(後期))及び(第2次検定) 2024(令和6)年10月27日	一般財団法人 全国建設研修センター 〒187-8540 東京都小平市喜平町 2-1-2 土木試験課 Tel.042-300-6860 管工事試験課 Tel.042-300-6855 造園試験課 Tel.042-300-6866 電気通信工事試験課 Tel.042-300-0205 https://www.jctc.jp/ 
1・2級管工事施工 管理技術検定試験	1級(第1次・第2次検定) (第1次検定のみ)及び(第2次検定のみ) 2024(令和6)年5月7日～5月21日	1級(第1次検定) 2024(令和6)年9月1日 1級(第2次検定) 2024(令和6)年12月1日	
1・2級造園施工 管理技術検定試験	2級(第1次検定のみ(前期)) 2024(令和6)年3月6日～3月21日(受付終了)	2級(第1次検定(前期)) 2024(令和6)年6月2日	
1・2級 電気通信工事施工 管理技術検定試験	2級(第1次・第2次検定)、 (第1次検定のみ(後期))及び(第2次検定のみ) 2024(令和6)年7月9日～7月23日	2級(第1次・第2次検定)、(第1次検定のみ(後期)) 及び(第2次検定のみ) 2024(令和6)年11月17日	
1・2級建築施工 管理技術検定試験	1級(第1次・第2次検定) (第1次検定のみ)及び(第2次検定のみ) 【インターネット・電話申込】 2024(令和6)年2月22日～3月8日(受付終了) 2級(第1次検定のみ(前期)) 【インターネット・電話申込】 2024(令和6)年2月9日～3月8日(受付終了)	建築施行管理技術検定1級(第1次検定) 2024(令和6)年7月21日 電気工事施工管理技術検定1級(第1次検定) 2024(令和6)年7月14日 1級(第2次検定) 2024(令和6)年10月20日	一般財団法人 建設業振興基金 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル 2号館6階
1・2級電気工事施工 管理技術検定試験	2級(第1次・第2次検定)、(第2次検定のみ)及び (第1次検定のみ(後期)) 【インターネット申込】 2024(令和6)年2月26日～7月24日 【書面申込】 2024(令和6)年7月10日～7月24日	2級(第1次検定(前期)) 2024(令和6)年6月9日 2級(第1次・第2次検定)、(第2次検定)及び (第1次検定(後期)) 2024(令和6)年11月24日	試験研修本部 Tel.03-5473-1581 経理試験課 Tel.03-5473-4581 https://www.kensetsu-kikin.or.jp/ 
1～4級建設業 経理検定試験	（※2024年度検定試験等の日程は、今後、実施機関のWebサイトにて公表予定です。）		
1・2級建設機械施工 管理技術検定試験	1・2級【第一次検定】 2024年(令和6)年2月15日～4月5日 1・2級【第二次検定】 2024(令和6)年2月15日～3月29日	1級(第1次検定)、(第2次検定(筆記)) 2級(第1次検定)、(第2次検定(筆記)) 2024(令和6)年6月16日 1級(第2次検定(実技)) 2級(第2次検定(実技)) 2024(令和6)年8月下旬～9月中旬	一般社団法人 日本建設機械施工協会 〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館内 試験部 Tel.03-3433-1575 https://jcmnet-shiken.jp/ 

※ 申込受付期間及び実施日は予定ですので、変更される場合もあります。
 ※ 詳細は、各実施機関へお問い合わせください。

労働災害の撲滅に向け、取組の強化・充実をお願いします

○ 愛知県内の建設業においては、2023（令和5）年に701件（うち死亡者6名）（2月末速報値）の労働災害が発生しており、その約4分の1超が墜落・転落によるものとなっています。

<主な死亡災害例>

- ・高所の足場上で解体作業を行っていたところ、開口部から墜落し死亡した。
- ・ダンプトラックに積み込む際、転倒したドラグショベルの下敷きとなり死亡した。

○ 本県では、県内の建設現場で働く人たちの安全と健康を確保するとともに、処遇の改善と地位の向上を図ることを目的として、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する愛知県計画」を策定し、その推進に取り組んでいます。

○ 労働災害の撲滅に向けては、地域一丸となった取組が必要不可欠ですので、建設業者をはじめ関係機関のみなさまのご理解・ご協力をお願いします。

1 働き方改革につながる制度や環境づくり

- ◇労働安全衛生法の改正を踏まえた「働き方改革」の推進
- ◇適切な安全経費の積算や工期の設定
- ◇一人親方等との取引の適正化
- ◇デジタル技術、i-Construction（ICT活用工事）の推進 など

2 建設工事現場における安全対策

- ◇建設工事現場の安全性の点検等
- ◇墜落・転落災害防止対策の充実・強化
- ◇外国人労働者の労働災害防止、法令遵守意識の啓発 など

3 従業員の意識啓発や健康確保対策の強化

- ◇安全及び健康に関する意識の啓発
- ◇熱中症等による健康障害防止
- ◇新興・再興感染症への対応 など

○ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する愛知県計画について詳しくはコチラ
建設業・不動産業室Webサイト（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/keikaku.html>）



○ なお、**2023(令和5)年10月1日から足場からの転落防止措置が強化**された。
詳しくはコチラを参照してください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/content/contents/001485720.pdf>



建設工事に従事する
一人親方の皆様へ

「労災保険への特別加入」をしていますか

建設業の一人親方等のうち、毎年80人前後の方が作業中の事故等により死亡していますが、被災者の約45%は労災保険に特別加入していませんでした。

一人親方として働いている場合、作業中や通勤途中に事故に遭ったとしても、労災保険に特別加入していなければ労災保険からの補償は一切行われません。



万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、労災保険の特別加入を積極的にご検討ください。

労災保険に特別加入するためには、**特別加入団体を経由**して、申請手続を行う必要があります。（制度の概要については最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。）

詳しくは、厚生労働省作成「特別加入制度のしおり」をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>



建設業許可の欠格要件について

建設業の許可を受けるためには、「許可要件」を備えていることに加え、建設業法第8条に規定する「欠格要件」に該当しないことが必要です。

「欠格要件」については、許可申請書またはその添付書類中に虚偽の記載があった場合や重要な事実に関する記載が欠けている場合、また、許可申請者やその役員等若しくは令第3条に規定する使用人が次に掲げるものに1つでも該当する場合、許可は行われません。

許可を受けようとする者が次の[1]から[14]のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、[1]又は[7]から[14]までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならないと建設業法で規定されています。

なお、既に許可を受けているときに「欠格要件」に該当した場合には、2週間以内に、その旨を書面で許可行政庁に届出なければなりません（同法第11条第5項）。

- [1] 破産者で復権を得ないもの
 - [2] 第29条第1項第7号又は第8号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
 - [3] 第29条第1項第7号又は第8号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分をしないことの決定があった日までの間に第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から5年を経過しないもの
 - [4] 前号に規定する期間内に第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
 - [5] 第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - [6] 許可を受けようとする建設業について第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
 - [7] 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - [8] この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の1第1項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - [9] 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（[14]において「暴力団員等」という。）
 - [10] 精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - [11] 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号（法人でその役員等のうちに[1]から[4]まで又は[6]から[10]までのいずれかに該当する者のあるものにかかる部分に限る）のいずれかに該当するもの
 - [12] 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、[1]から[4]まで又は[6]から[10]までのいずれかに該当する者（[2]に該当する者についてはその者が第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、[3]又は[4]に該当する者についてはその者が第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、[6]に該当する者についてはその者が第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使用人であった者を除く。）のあるもの
 - [13] 個人で政令で定める使用人のうちに、[1]から[4]まで又は[6]から[10]までのいずれかに該当する者（[2]に該当する者についてはその者が第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、[3]又は[4]に該当する者についてはその者が第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、[6]に該当する者についてはその者が第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であった者を除く。）のあるもの
 - [14] 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ※ここでいう役員等とは、以下の者が該当します。

- ・株式会社又は有限会社の取締役
- ・指名委員会等設置会社の執行役
- ・持分会社の業務を執行する社員
- ・法人格のある各種の組合等の理事等
- ・その他、相談役、顧問、株主等、法人に対し業務を執行する社員（取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等）と同等以上の支配力を有するものと認められる者か否かを個別に判断される者

建設工事の適正な取引について ～契約書は書面で交わしましょう！～

契約当事者間で合意された取引条件を着実に実行するためには、**書面に合意事項を記載し、相互に交付して保存する**ことで、契約内容を確認できるようにしておくことが重要です。

工事着工前に合意した内容を書面にして、お互いに持ち合しましょう。

また、国土交通省や愛知県では、建設業に関する以下の相談窓口等を設けておりますので、お困りの際はぜひご利用ください。

建設業フォローアップ相談ダイヤル（国土交通省）

（受付時間）10：00～12：00、13：30～17：00（土日、祝日、閉庁日を除く）

（問い合わせ先）TEL：0570-004976

メール：hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

駆け込みホットラインー建設業法違反通報窓口ー（国土交通省）

（受付時間）10：00～12：00、13：30～17：00（土日、祝日、閉庁日を除く）

（問い合わせ先）TEL：0570-018-240 FAX：0570-018-241

メール：hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

建設工事・不動産取引紛争相談（愛知県県民相談・情報センター）

（相談時間）毎週水曜日13：00～16：00（予約制）

（予約・問い合わせ先）TEL：052-962-5100 FAX：052-972-6001

法令遵守について

当県では建設業法や他の法令に違反する行為などの不正行為を行った建設業者に対し、建設業法の規定に基づき監督処分を行っています。

違反の内容によって・・・

指示

営業の停止

許可の取消し

主な監督処分例

○役員が刑法違反により罰金刑を受けた

→建設業法第8条では、建設業の許可を受けることができない欠格要件が定められています。欠格要件に該当することとなった場合、建設業の許可が取り消されます。

欠格要件の詳細については、**P13**を参照してください。

○建設業の許可を受けていない業者と軽微でない建設工事の下請契約を締結した

→建設業を営む方は、軽微な建設工事を請け負うことを営業する方を除き、建設業法第3条に基づき、建設業の許可を受けなければなりません。

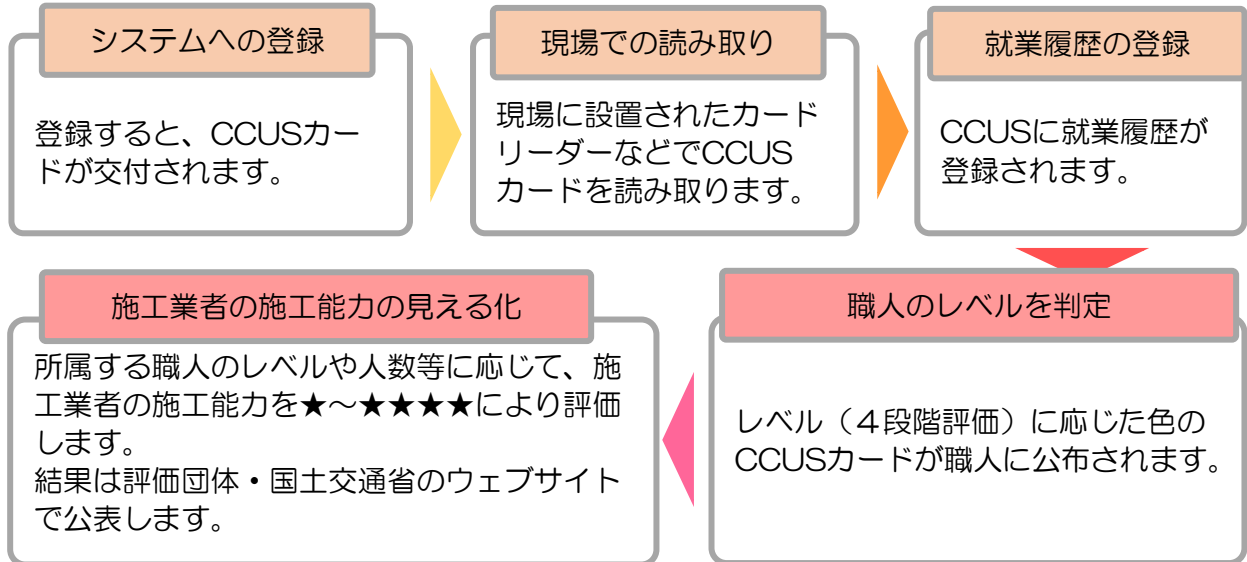
この規定に違反して建設業の許可を受けずに建設業を営む方と、下請契約を締結した建設業者の方も、監督処分の対象となります。

下請契約を締結する場合は、契約相手が必要な業種の建設業許可を取得しているか確認してください。

建設キャリアアップシステムについて

建設キャリアアップシステム（CCUS）は、技能者ひとり一人の就業実績や資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場作業の効率化などにつなげるシステムです。

●CCUSの仕組み



●CCUSのメリットは？

1. 技能者のメリット

- ① CCUS情報を活用した能力評価と、レベルごとの年収目安の明確化による、賃金水準の相場感の形成、引き上げ/ダンピング防止。
- ② 現場や勤務先が変わっても、自らの能力を客観的に証明可能に。
- ③ カードリーダータッチで日々320円の建退共掛金を積み立て（元請が一括して掛金支払い）。

2. 下請業者側から見たメリット

- ① 自社が雇用する技能者の数や保有資格、社会保険加入状況等が明らかになり、取引先からの信頼が得やすくなる（＝企業の実力の見える化）。
- ② 技能者の能力評価と連動した専門工事企業の施工能力等の見える化（4段階評価）も令和3年度から開始。
- ③ 出面管理のIT化、賃金や代金支払いの根拠が明確に。

3. 元請や上位下請から見たメリット

- ① 初めて仕事する下請業者の実力や技能者の資格等（*）の確認ができ、施工の安心感につながる。
* 社会保険加入状況や安全衛生資格保有の有無、一人親方の労災特別加入状況。
- ② PCで作業の進捗状況の確認や下請への支払いの適正化などの現場管理の効率化。
- ③ 施工体制台帳、作業員名簿の作成、建退共の証紙受払・貼付等の作業の簡素化、ペーパーレス化。
- ④ 増える外国人労働者の資格等の確認が容易に。

建設キャリアアップシステムウェブサイト
申請方法や最新情報のチェックはこちらから



<https://www.ccus.jp/>



CCUSに関するトピックス

～ 2023（令和5）年10月より、事業者登録の更新手続きが始まりました～

2019（平成31）年3月末までに登録された事業者については、一律、2024（令和6）年3月末に有効期限（※）を迎えるため、CCUSウェブサイトまたは、認定登録機関にて更新手続きをお願いしてきてきたところです。今後、有効期限を迎えられる事業者の皆様におかれましても、更新の手続きをお願いします。

なお、更新の手続きは、有効期限の半年前より開始予定です。有効期限の1か月前までに更新手続きの申し込みをお願いいたします。

※ 2019（令和1）年4月以降に登録完了した事業者については、登録日から5年後の登録月の月末が有効期限となります。

★詳しくは以下のWebサイトをご確認ください。

https://ccus.jp/p/application_jigyousya_renewal



～ 2024（令和6）年能登半島地震に係るCCUSの運用について～

今般の災害を受け、建設キャリアアップシステムの運用に関し、以下の特例措置を設けています。

1. 特例の対象

本災害で災害救助法の適用を受けた新潟県、富山県、石川県及び福井県内にCCUS上で①「現場事務所住所」を登録している現場（以下「対象現場」という。）②「所在地」を登録している事業者（以下「対象事業者」という。）を適用対象とします。

2. 適用開始日 2024年1月1日（月）

3. 特例措置

- (1) 直接入力による就業履歴の事後登録・修正が可能な期間の延長
- (2) 管理者ID 利用料及び現場利用料の未納事業者への特例
- (3) 事業者登録の更新可能期限の延長

★詳しくは以下のWebサイトをご確認ください。

<https://www.ccus.jp/attachments/show/659e5265-3c98-41bd-a52c-05a9c0a8081b>



～ iPhoneをカードリーダーとして使用できるようになりました～

就業履歴登録アプリケーション「建レコ」がインストールされたiPhoneにCCUSカードをタッチすることで就業履歴を蓄積することが可能となりました。

これにより、カードリーダーが不要になりました。

★詳しくは以下のWebサイトをご確認ください。

<https://www.ccus.jp/files/documents/kenrecoiphone.pdf>



CCUSについて、愛知県庁では手続き等はできません。
⚠️ CCUS事業者登録の更新等の手続きやお問い合わせについては、前ページに記載の建設キャリアアップシステムウェブサイトから、（一財）建設業振興基金建設キャリアアップシステム事業本部までお願いします。

建設キャリアアップシステムの活用に関する 評価基準について

建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の活用に関する評価基準を下記のとおり定め、工事成績評価において評価することとしています。対象工事を受注された場合は、**積極的な活用をお願いします**。

【対象工事】2023（令和5）年4月以降に契約する、**建設局、都市・交通局の発注する工事**
（工事成績評価のない工事は除く）

※工事成績評価表の「5.創意工夫」において加点

評価対象項目	判断基準	配点
①事業者登録	元請のみ（下請の登録は求めない）	1点
②CCUS活用の申し出	工事着手までに工事打合せ簿により提出	2点
③技能者登録	1名以上	
④現場登録（管理者ID（現場管理者）登録）	当該現場の登録	
⑤現場へのカードリーダー設置	利用状況が確認できること （利用回数は問わない）	

★CCUS評価基準や実施状況の確認方法等は、下記URLよりご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/ccushyoukakizyun.html>



★**建築局の発注する工事**は、下記URLよりご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-ccus.html>



☆CCUS登録等に関しては、下記URLよりご確認ください。

<https://www.ccus.jp>

[建設キャリアアップシステム専用サイト（一財）建設業振興基金]



建設局、都市・交通局、建築局発注工事における週休2日制工事の取組について

建設局、都市・交通局発注工事

週休2日の取れる現場環境整備のため、2023（令和5）年4月より、建設局、都市・交通局の発注する土木工事においては、原則発注者指定型の週休2日制工事として発注しているところですが、今般、実施要領の一部を改正します。（2024（令和6）年4月1日施行）

【要領改正の概要】

①対象工事を拡大します。

建設局、都市・交通局が発注する建築工事等、週休2日制の対象工事を拡大

②取組証の発行基準が変わります。

「休日の質の向上」を目指すため、これまでの完全週休2日・週休2日に加え、【月単位での週休2日】の項目を追加

※2025（令和7）年度より、総合評価落札方式において「月単位での週休2日」が評価項目に追加されます。詳しくは19～21ページをご覧ください。

選択項目	評価基準	その他
完全週休2日	変更なし	【対象工事】 最終契約金額1千万円以上 （変更なし）
週休2日	変更なし	
<新規追加> 月単位での週休2日※1	対象期間の開始日から4週間を1期間とし、それぞれの期間で8休工日以上を達成した場合、評価	【発行方法】 希望者に対し発行 （変更なし）

※1 週休2日を達成した工事に対して、月単位での週休2日達成状況を確認

※2 1期間（4週間）に満たない余りの週は評価対象外

★実施要領等は、下記URLよりご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kensetsuroudoukankyokaizen.html>

建築局発注工事

建築局発注工事における週休2日については、「建築工事における週休2日制促進工事試行要領」等に基づき、試行に取り組んできましたが、今般、要領の一部を改正し、2024（令和6）年4月からは、原則全ての工事を発注者指定方式の週休2日制工事として発注することとしました。

【要領改正の概要】

①要領の名称を変更しました。

「建築工事における週休2日制促進工事試行要領」→「建築工事における週休2日制工事実施要領」

②原則、全ての工事を対象としました。

③達成状況が4週8休に満たない場合の労務費の補正について、発注者指定方式の場合も、現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費を補正するよう変更しました。

★実施要領等は、下記URLよりご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html>

【お問い合わせ先】

愛知県建設局土木部建設企画課（愛知県本庁舎6階）

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

○調整第一グループ（建設局、都市・交通局の週休2日）

電話052-954-6589

○建築技術・工事検査グループ（建築局の週休2日）

電話052-954-6615

県内のプロジェクト紹介や現場記録映像をUPしています！



YOUTUBE

愛知県庁・土木[公式]



2024年度愛知県建設局、都市・交通局及び建築局 総合評価落札方式の改正概要

2024（令和6）年度以降の総合評価落札方式を以下のように改正します。

【建設工事】

1 休み方改革への取組評価（2025（令和7）年度から運用開始）

【土木関係工事】

- 休み方改革への取組として、「愛知県休み方改革マイスター企業認定」を評価項目へ加えると共に、「週休2日制工事の取組実績」の評価基準の見直しを行う。

改正後（評価基準等の設定例） 2025（令和7）年 4月1日から運用開始

評価項目	評価基準	加算点
休み方改革への取組実績	以下のいずれかに該当するもの (加算点の合算はしない)	最大 2点
完全週休2日制工事※1、2	取組証あり	2点
月単位での週休2日制工事※1、2	取組証2件あり	2点
	取組証1件あり	1点
愛知県休み方改革マイスター企業認定 ※3	認定証あり	0.5点
上記に該当しない	上記に該当しない	0点

※1 愛知県建設局又は都市・交通局発注工事における取組実績を対象とし、「週休2日制工事取組証」に記載の引渡し年月日が、該当期間内（前年度に加え、当該年度の技術資料を提出する前日まで）のものを認める。

※2 発注工事と同業種の工事での取組に限る。

※3 技術資料を提出する前日及び落札者決定時点において、愛知県労働局が発行する「愛知県休み方改革マイスター企業認定証」に記載の有効期間内であるものを認める。なお、認定区分は問わない。

改正前 2025（令和7）年 3月31日まで

評価項目	評価基準	加算点
週休2日制工事の取組実績	以下のいずれかに該当するもの (加算点の合算はしない)	最大 1点
完全週休2日制工事	取組証あり	1点
週休2日制工事	取組証2件あり	1点
	取組証1件あり	0.5点
上記に該当しない	上記に該当しない	0点

【建築関係工事】

- 休み方改革への取組として、「愛知県休み方改革マイスター企業認定」及び「週休2日制工事の取組実績」を評価項目へ加える。

新規 2025（令和7）年 4月1日から運用開始

- 地域精通度・貢献度へ、「愛知県休み方改革マイスター企業認定」及び「週休2日制工事の取組実績」を加える。
- 具体的な評価基準や加算点等は、令和6年度中に公表予定。

2 WTO対象工事における据置価格の引き上げ

- WTO対象工事における据置価格を、現行の失格判断基準相当額から調査基準価格へ引き上げる。ただし、土木系設備工事については、従前どおり失格判断基準相当額のままとする。

<総合評価における据置価格>

	改正後	現行
WTO対象工事	<u>調査基準価格</u>	失格判断基準相当額
WTO対象工事以外	調査基準価格	調査基準価格

3 「建設機械の保有」の評価基準の見直し

【土木関係工事】

- 評価対象機種を拡充すると共に、評価基準の見直しを行う。

<評価対象機種>

改正後

対象機種・規格
ブルドーザー (自重が3t以上のもの)
ショベル系掘削機
トラクターショベル (バケット容量0.4m ³ 以上のもの)
ダンプ車 〔 <u>ダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミ</u> 〕 〔 <u>トレーラ、土砂等の運搬に供されるもの</u> 〕
移動式クレーン (吊り上げ能力が3t以上のもの)
高所作業車 (作業床の高さ2m以上のもの)
舗装機械・締固め用機械
<u>アスファルトフィニッシャー</u>
<u>モーターグレーダー</u>
<u>タイヤローラー</u>
<u>ロードローラー</u>
<u>振動ローラー</u>
<u>ハンドガイドローラー</u>
解体用機械
<u>ブレーカ</u>
<u>鉄骨切断機</u>
<u>コンクリート圧砕機</u>
<u>解体用つかみ機</u>

改正前

対象機種・規格
ブルドーザー (自重が3t以上のもの)
ショベル系掘削機
トラクターショベル (バケット容量0.4m ³ 以上のもの)
ダンプ車 (最大積載量が2t以上のもの)
移動式クレーン (吊り上げ能力が3t以上のもの)
—
舗装機械
<u>アスファルトフィニッシャー</u>
<u>モーターグレーダー</u>
<u>タイヤローラー</u>
<u>ロードローラー</u>

	<p><評価基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>加算点</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1点</td> <td><u>11</u>台以上</td> <td>8台以上</td> </tr> <tr> <td>0.5点</td> <td><u>5</u>台以上<u>11</u>台未満</td> <td>4台以上8台未満</td> </tr> <tr> <td>0点</td> <td>上記に該当しない</td> <td>上記に該当しない</td> </tr> </tbody> </table>			加算点	改正後	改正前	1点	<u>11</u> 台以上	8台以上	0.5点	<u>5</u> 台以上 <u>11</u> 台未満	4台以上8台未満	0点	上記に該当しない	上記に該当しない
加算点	改正後	改正前													
1点	<u>11</u> 台以上	8台以上													
0.5点	<u>5</u> 台以上 <u>11</u> 台未満	4台以上8台未満													
0点	上記に該当しない	上記に該当しない													
4	<p>「応急危険度判定士の登録」の評価基準の見直し</p> <p>【建築関係工事】</p> <p>➤ 評価対象へ、従来の“正規社員”に加え、“常勤役員等”を追加する。</p> <p><評価対象></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該企業の正規社員 <u>又は常勤役員等</u>における「愛知県被災建築物応急危険度判定士」登録者の有無</td> <td>当該企業の正規社員における「愛知県被災建築物応急危険度判定士」登録者の有無</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	改正前	当該企業の正規社員 <u>又は常勤役員等</u> における「愛知県被災建築物応急危険度判定士」登録者の有無	当該企業の正規社員における「愛知県被災建築物応急危険度判定士」登録者の有無								
改正後	改正前														
当該企業の正規社員 <u>又は常勤役員等</u> における「愛知県被災建築物応急危険度判定士」登録者の有無	当該企業の正規社員における「愛知県被災建築物応急危険度判定士」登録者の有無														




【委託業務】

1	<p>「応急危険度判定士」の評価基準の見直し</p> <p>【建築事業関係】</p> <p>➤ 評価対象へ、従来の“正規社員”に加え、“常勤役員等”を追加する。</p> <p><評価対象></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県被災建築物応急危険度判定士の<u>登録者数</u>※ ※正規社員 <u>又は常勤役員等</u>の登録に限る</td> <td>愛知県被災建築物応急危険度判定士の登録者の雇用数※ ※正規社員の登録に限る</td> </tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	愛知県被災建築物応急危険度判定士の <u>登録者数</u> ※ ※正規社員 <u>又は常勤役員等</u> の登録に限る	愛知県被災建築物応急危険度判定士の登録者の雇用数※ ※正規社員の登録に限る
改正後	改正前					
愛知県被災建築物応急危険度判定士の <u>登録者数</u> ※ ※正規社員 <u>又は常勤役員等</u> の登録に限る	愛知県被災建築物応急危険度判定士の登録者の雇用数※ ※正規社員の登録に限る					

※その他の部分的な改正については、ガイドライン、各公告文で必ず確認してください。

総合評価の制度や評価項目に関するガイドライン等は、下記URLよりご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/nyuusatukeyiyaku.html>

<p>【お問い合わせ先】 愛知県建設局土木部建設企画課（愛知県本庁舎6階） 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 電話052-954-7436</p>	<p>県内のプロジェクト紹介や現場記録映像をUPしています！</p>   <p>YOUTUBE 愛知県庁・土木[公式]</p> 
---	---

2024（令和6）年度 ICT活用工事の取り組みについて

愛知県建設局及び都市・交通局では、建設現場の生産性向上を図るため、2016（平成28）年度からICT活用工事に取り組んでいます。

2024（令和6）年度から、更なる普及拡大に向けて以下のとおり制度を改定します。

○ ICT活用工事（土工）の発注者指定簡易型の対象を拡大（規模要件の引き下げ）

	規模要件
改定前	掘削又は盛土のいずれかの小計が1,000m ³ 以上のもので、 且つ予定価格（消費税を含む）が5千万円以上のもの
改定後	掘削又は盛土のいずれかの小計が1,000m ³ 以上のもの

*発注者指定簡易型は、個々のICT技術のうち「ICT建設機械による施工」、「3次元出来形管理等の施工管理」のいずれかは実施する発注形式

なお、上記について、詳しくは建設企画課Webページに掲載するICT活用工事の各実施要領などをご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/ictkatsuyou.html>

【お問い合わせ先】

愛知県建設局土木部建設企画課（愛知県本庁舎6階）

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

電話052-954-6507

令和6・7（2024・2025）年度愛知県建設工事の経常建設共同企業体等入札参加資格審査申請の定時受付日程等の御案内

愛知県（建設部門・農林水産部門・企業庁）及び県関係団体（愛知県道路公社、愛知県住宅供給公社、公益財団法人愛知水と緑の公社、公益財団法人愛知県都市整備協会）が発注する建設工事の経常建設共同企業体、設計・測量・建設コンサルタント等業務の設計共同体に関する入札参加資格審査の申請の定時受付を行います。

1 申請者の要件

各構成員が以下の要件を満たしている必要があります。

（1）経常建設共同企業体・設計共同体の共通要件

- 申請する業種について、令和6・7（2023・2024）年度愛知県建設工事又は設計・測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格を有すること。
- 他の経常建設共同企業体又は設計共同体の構成員でないこと（登録業種が異なっている場合でも、2つ以上の構成員にはなれません。）。
- 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- 代表構成員は構成員中、等級区分が上位若しくは同等であること。ただし、等級区分のない業種については、総合点数が上位の者とする。

（2）経常建設共同企業体の要件

- 申請する業種について、経営事項審査の総合評価値の通知を受けていること。経常建設共同企業体の入札参加資格審査申請日の直前に受けたものであって、かつ、申請日から遡って1年7か月以内の日を審査基準日（決算日）とするもの。
- 愛知県内に建設業法上の主たる営業所を有すること。
- 共同企業体の構成員は、同一建設事務所管内に建設業法上の主たる営業所を有すること。
- 3者以内で構成されていること。
- 申請する業種について、建設業の許可を有してからの営業年数が経常建設共同企業体の申請日まで継続して5年以上あること。
- 申請日から遡って2年間に申請する業種に対応する工事について、元請としての実績があること。
- 申請する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者となることができる方がいること。

（3）設計共同体の要件

- 申請する業種について、建築設計を希望する方は建築士法第23条に基づく「建築士事務所」の登録、一般測量又は航空写真測量を希望する方は測量法第55条に基づく「測量業者」の登録、若しくは法令等による営業の登録を必要とする場合は、当該登録を受けていること。

2 受付期間

2024（令和6）年4月1日（月）から2024（令和6）年4月12日（金）まで

3 申請方法

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）による申請ではなく、愛知県の定める様式による申請となります。原則郵送とし、受付期間内に必着とします。

申請要領、様式等の詳細については、2024（令和6）年3月下旬に建設局土木部建設総務課のホームページに掲載予定です。

ホームページアドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-somu/>



【お問い合わせ先】（全てダイヤルイン）

- | | |
|-------------------------|----------------|
| ○建設局土木部建設総務課契約第一グループ | 電話052-954-6608 |
| ○農林基盤局農地部農林総務課経理・契約グループ | 電話052-954-6394 |
| ○企業庁管理部総務課契約グループ | 電話052-954-6671 |

優秀施工者愛知県知事表彰について

本県では、「ものづくり」に携わっている方の誇りと意欲を増進させ、建設現場で働く人々の社会的評価・地位の向上を図るため、現に工事現場において施工に携わっている優れた技能労働者を対象として、優秀施工者愛知県知事表彰を実施しています。

2023（令和5）年度は、次の22名の方々が第31回優秀施工者愛知県知事表彰を受賞され、2023（令和5）年11月2日に表彰式典が行われました。

●受賞された方々（〔 〕内は所属会社 順不同・敬称略）

齋藤 稔人〔矢作建設工業（株）〕	酒井 昭徳〔小野電気（株）〕
坪内 修〔水野建設（株）〕	中嶋 貴臣〔（株）中嶋造園土木〕
川井 健次〔太啓建設（株）〕	平野 篤志〔日産緑化（株）〕
近藤 克彦〔山旺建設（株）〕	谷口 伸一〔（株）愛知工務店〕
高原 哲也〔（株）猪正〕	阿部 満〔大栄建設（株）〕
加藤 知美〔（株）杉田組〕	小川 博〔不二熱学工業（株）〕
平澤 克彦〔木村建設（株）〕	黒石 貴志〔（株）トーエネック〕
金田 敏康〔亀山建設（株）〕	杉田 謙一〔日本車輛製造（株）〕
山地 裕之〔王春工業（株）〕	小川 晋平〔丸十工業（株）〕
加藤 哲也〔（株）松浦組〕	松田 尊博〔海津建設（株）〕
井戸 省二〔アイワ電設開発（株）〕	鈴木 浩介〔（株）村瀬組〕



建設工事統計調査関係者表彰について

建設工事統計調査の実施に関し、統計調査事務の能率増進と統計従事者の士気高揚を図ることを目的として、長年、調査対象事業所として調査にご協力いただき、その功績が顕著な団体に対し、国土交通大臣より感謝状が授与されました。

受賞された事業所
～愛知県調査対象事業所分～

青山建設株式会社
(豊橋市・愛知県知事許可業者)

日立テクノス株式会社
(豊橋市・国土交通大臣許可業者)

明和工業株式会社
(高浜市・国土交通大臣許可業者)

※五十音順

令和5（2023）年度は、受注動態統計調査につきましては約500社、施工統計調査につきましては約4,500社の事業所の方々にご協力をいただきました。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

令和6（2024）年度も引き続き、国土交通省の建設工事受注動態統計調査・建設工事施工統計調査が実施されます。調査結果は、建設活動の動向分析、建設行政等において貴重な資料として活用させていただきます。

本調査は建設業者の活動実態を把握することを目的とした調査のため、この調査をお願いすることとなった事業所の方々におかれましては、統計法上報告していただくことが義務となっております（統計法第13条、第15条及び第61条）。また、本調査は統計法による基幹統計調査のためご提出いただいた情報は固く保護されます。

調査対象となられた事業所の方々には、お忙しい中ご負担をおかけしますが、調査にご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

宅地や建物の適正な取引及び広告について (宅地建物の取引には免許が必要です)

宅地や建物の取引を業として行う(宅地建物取引業)には、宅地建物取引業法(以下「法」という。)を遵守し、適正な取引を行わなければなりません。

1 無免許営業の禁止について

宅地建物取引業を営むには宅地建物取引業の免許が必要です(法第3条第1項)。免許を受けずに宅地建物取引業を営むことは禁止されています(法第12条第1項)。

また、免許を持たない者が、ホームページや新聞折り込みチラシなどの広告により、宅地を分譲する旨や、住宅の売買の媒介(仲介)をする旨を表示することも禁止されています(法第12条第2項)。

2 誇大広告等の禁止について

宅地建物取引業者が行う広告については、誇大広告等の禁止(法第32条)などの法律による規制のほかに、「不動産の表示に関する公正競争規約」及び「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」により必要な表示事項などが定められています。

3 おとり広告等の禁止について

顧客を集めるために売る意思のない物件を広告し、実際は他の物件を販売しようとする、いわゆる「おとり広告」及び実在しない物件等の「虚偽広告」は、法第32条、「不当景品類及び不当表示防止法」及び「不動産の表示に関する公正競争規約」により禁止されています。

【お問い合わせ先】

公正競争規約について …東海不動産公正取引協議会(愛知県不動産会館)
電話052-529-3300

宅地建物取引業者と人権について

宅建業は、人々の生活の基盤となる住宅等の取引に携わる仕事です。つまり、宅建業者は、憲法で保障された居住・移転の自由の実現のために、重要な役割を果たします。顧客や地域住民との関わりにおいては、常に人権を尊重した対応をしなければなりません。人権問題について、正しい理解と認識を持ち、取引関係者等の啓発に努めてください。

留意事項

- 入居申込書には「本籍地」「国籍」の記入欄のないものを使用してください。
- 賃貸契約書には「性別」「国籍」「年齢」「障害の有無」により借主を差別する条項のないものを使用してください。
- 同和地区に関する問い合わせには一切答えないでください。
- 特定の地区や学区の差別を助長するような問い合わせには一切答えないでください。
- 差別を助長するような表現を用いた広告はしないでください。
- 宅建業者の内部資料であっても、差別を助長するような資料は作成しない、また、そのような調査依頼はせず、調査報告等も受け取らないでください。

取引の関係者から、予断や偏見に基づく問合せを受けた場合は、
人権を尊重する観点から、毅然とした対応をしてください。

【お問い合わせ先】

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課 建設業・不動産業室 不動産業グループ
(愛知県自治センター3階)
電話052-954-6583(指導担当)

不動産業グループからのお知らせ

○ 国土交通大臣免許宅地建物取引業者に係る手続きについて

第11次地方分権一括法の施行に伴い、国土交通大臣免許の宅地建物取引業に係る都道府県経由事務が廃止となります。

これにより、愛知県が窓口となっていた下記の事務は、2024（令和6）年5月25日以降の提出分から、国土交通省中部地方整備局建政部建設産業課が窓口となります。

- ・ 国土交通大臣免許宅地建物取引業者に係る免許申請
- ・ 国土交通大臣免許宅地建物取引業者に係る名簿登載事項変更届出
- ・ 廃業等届出

※ 業務を行う場所の届出（宅地建物取引業法第50条第2項の届出）は、免許を受けている地方整備局と、当該業務を行う場所の所在地を管轄する都道府県それぞれに提出してください。

詳しくは中部地方整備局のWebページをご覧ください。

- ◆ 宅地建物取引業（不動産業係）
（中部地方整備局Webページ）

<https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/info/license/estate-agent.htm>



○ 添付書類の取扱いについて

免許申請や変更届（以下、「免許申請等」という。）の手続きの際に必要な添付書類の合理化を目的として、宅地建物取引業法施行規則が改正されます。

これにより、2024（令和6）年5月25日以降、免許申請等の際は、下記の書類の添付が不要となります。

- ・ 専任の宅地建物取引士に係る「身元証明書」
- ・ 専任の宅地建物取引士に係る「登記されていないことの証明書」

※ 専任の宅地建物取引士が役員・政令使用人を兼ねる場合は添付が必要です。

詳しくは建設業・不動産業室のWebページをご覧ください。

- ◆ 宅地建物取引業免許 変更の届出について
（建設業・不動産業室Webページ）

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/henko.html>



【お問い合わせ先】

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課 建設業・不動産業室 不動産業グループ
（愛知県自治センター3階）

電話052-954-6582（免許担当）

建設系産業廃棄物排出事業者のみなさまへ

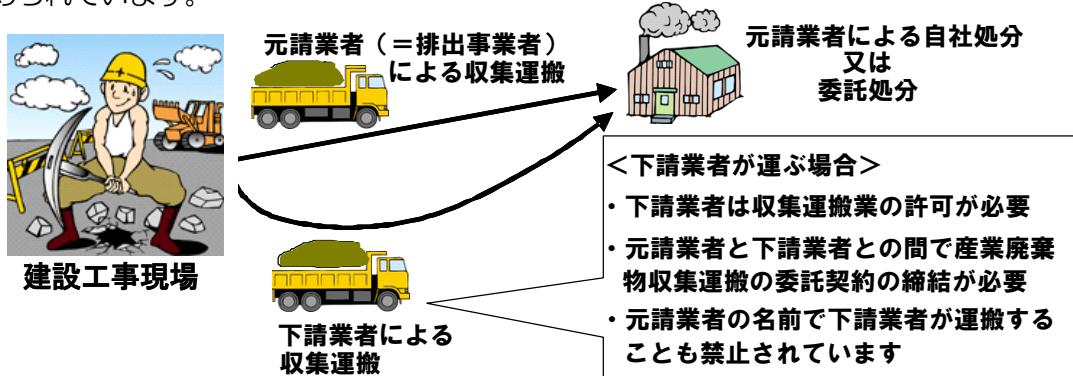
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」といいます。）では、建設工事（解体工事も含みます。）の注文者から直接建設工事を請け負った元請業者が排出事業者であると定められています。 ※一部例外規定があります。

1 建設工事に伴い生じる廃棄物の処理責任など

（法第21条の3第1項）

（法第12条第5項及び第6項）

- 元請業者は、建設工事に伴い生じる廃棄物について、自らが適正に処理を行うか、**委託基準**に従って産業廃棄物処理業者に処理（運搬及び処分）を委託しなければなりません。
- 委託基準**では、委託する産業廃棄物の処理が下請業者（受託者）が有する産業廃棄物処理業の許可の範囲に含まれていることや、両者の間で書面で契約を結ばなければならないことなどが定められています。



2 排出事業場外での自社保管及び事前届出制度

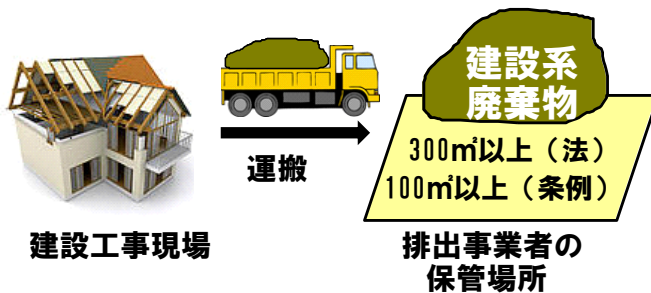
（法第12条第1項及び第3項）

排出事業者が建設系産業廃棄物を排出事業場（建設工事現場）外で保管する場合（保管場所の面積が300㎡以上の場合に限ります。）は、法に基づく事前届出が必要です。

さらに本県では、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例において、面積100㎡以上の屋外の場所で建設系産業廃棄物又は廃タイヤを保管しようとする事業者に届出を義務付けています。

また、産業廃棄物を排出事業場外で保管する場合は、**産業廃棄物処理基準**に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません。 ※排出事業場には保管基準が適用されます。

なお、積替え保管を含む収集運搬業の許可を有する下請業者と委託契約を締結した場合を除き、**下請業者の保管場所に保管することはできません。**



保管場所	排出事業場 (建設工事現場)	排出事業場外
適用される基準	産業廃棄物保管基準	産業廃棄物処理基準
基準の概要	<ul style="list-style-type: none"> 周囲に囲いの設置 (荷重がかかる場合は、構造耐力上安全であること) 見やすい場所に必要事項を記載した掲示板の設置 飛散、流出、地下浸透、悪臭の防止 高さ制限(50%勾配を超えない) ねずみ、害虫の発生の防止 	など
保管上限 など	—	・一日平均搬出量の7倍 など

3 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の運用

(法第12条の3他)

- ・排出事業者(元請業者)は、産業廃棄物の引き渡し時に収集運搬業者に対し産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。
- ・排出事業者は、下請業者(収集運搬業者や処分業者)から処理を完了した年月日を記載したマニフェストの写しを受け取り、適正に処理が行われたことを確認するとともに、当該マニフェストを5年間保存しなければなりません。

建設工事に伴い生ずる廃棄物の下請負人による運搬に関する特例(*)により下請業者が自ら運搬する場合であっても、廃棄物処理業者に搬入する場合は、排出事業者からのマニフェストの交付は必要です。なお、この場合は下請け業者にはマニフェストの写しの保管義務はありません。

*改築(リフォーム等)、瑕疵の補修に関する工事であって請負金額が500万円以内、一回の運搬が1㎡以下、元請業者の保管場所や処分場へ直行等であって請負契約において書面で明確になっているもの(法第21条の3第3項)

廃棄物の不法投棄について(法第16条)

【何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。】

- ・不法投棄は、法によって厳しく規制されています。違反した場合は次の処罰を受けます。
- ・不法投棄を行う目的で廃棄物を収集運搬した者や未遂の者も処罰の対象です。

不法投棄を行った者

5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されます。

法人の場合

3億円以下の罰金が科せられます。
※法人等の従業者等が当該法人等の業務に係る違反行為を行った場合には、法人等に対しても罰金刑が科されます。

※産業廃棄物の処理を委託した下請業者が不法投棄を行った場合は、排出事業者(元請業者)にも罰則が科せられることがあります。

下請業者は産業廃棄物処理業の許可がない場合は、排出事業者から産業廃棄物の処理を受託してはいけません。

また、排出事業者は、下請業者に産業廃棄物の処理をさせるときは、必要な許可を受けた下請業者と事前に産業廃棄物処理を書面で委託契約しなければなりません。

〈瓦くずの不法投棄〉



〈土砂混じり産業廃棄物の不法投棄〉

不法投棄は、社会通念上許されない重大な犯罪です。

【お問い合わせ先】

愛知県環境局資源循環推進課廃棄物監視指導室監視グループ(愛知県西庁舎6階)
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2
電話052-954-6238

名古屋国税局からのお知らせ 「インボイス制度ご不明点はありませんか？」

2023（令和5）年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されました。

インボイス制度に関する様々なお困りごとに対して、関係省庁等が連携してコールセンターや相談窓口を設け、事業者の皆様のご支援を行っております（どの相談窓口も相談は無料です）。

なお、インボイス制度について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」等をご覧ください。

対面でのご相談にも対応しています

相談 FREE! 無料

申告書作成について相談したい

経営について色々相談したい

どんな補助金が利用できるか知りたい

記帳方法について教えてほしい

取引先からの不当な要求について相談したい

インボイス制度 ご不明点はありませんか？

お近くの

税務署 青色申告会
よろず支援拠点／商工会・商工会議所

にご連絡ください。

（一部、会員の方向けの窓口もあります。）

- 制度のキホン以外にも聞きたいことがある！という場合にもご要望に応じたオススメの窓口があります。
- どこに連絡したらよいかわからない・・・という方もご連絡ください。その際には、ご要望に応じた適切な窓口をご案内いたします。
- ご相談内容に応じて、別の窓口へご案内することがありますが、最初にご相談のあった窓口で訪問予約方法のご案内をいたします。

**インボイス制度のキホンだけでなく
こんなことも相談したいときのオススメ窓口**

税金全般や申告書の作成方法について相談したい

➤ **税務署**

経営に関する相談をしたい

例：どんな事業者支援があるのか知りたい

➤ **よろず支援拠点**
商工会・商工会議所*

* 会員の方向けの窓口となります。

帳簿の作成方法について相談したい

➤ **青色申告会***

制度のキホンや相談先を聞きたいという方はこちら

インボイスコールセンター

0120-205-553

(フリーダイヤル：無料)

【受付時間】9:00～17:00 (土日祝除く)

インボイス制度に関連してこんなことも！
対面もOK!

独占禁止法・下請法に関する内容を相談したい

公正取引委員会事務総局

03-3581-3375 (直通)

【受付時間】10:00～17:00 (土日祝除く)

免税事業者の方はこちらも！
税理士無料オンライン相談案内実施中

**中小企業・小規模事業者
インボイス相談受付窓口**

0570-028-045 (ナビダイヤル)

045-330-1365 (一般電話)

【受付時間】9:00～17:00 (土日祝除く)

取引上のトラブルを相談したい

例：代金未払、減額、買ったたき

下請かけこみ寺

0120-418-618

(フリーダイヤル：無料)

【受付時間】9:00～12:00 / 13:00～17:00 (土日祝除く)

各窓口の所在地や連絡先の検索はこちら 

○インボイス制度特設サイト

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方はこちらをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

○お問い合わせ先

インボイス制度に関する一般的なご質問については、インボイスコールセンターで受け付けています

フリーダイヤル 0120-205-553 9:00～17:00 (土日祝除く)

○相談窓口一覧表

補助金、独占禁止法、下請法、経営に関するご相談等については、こちらをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023002-076.pdf>

* 各リンクについては、予告なく変更・削除される場合があります。

時間外労働の上限規制について

建設業でも 時間外労働の上限規制がはじまります！

2024年4月から

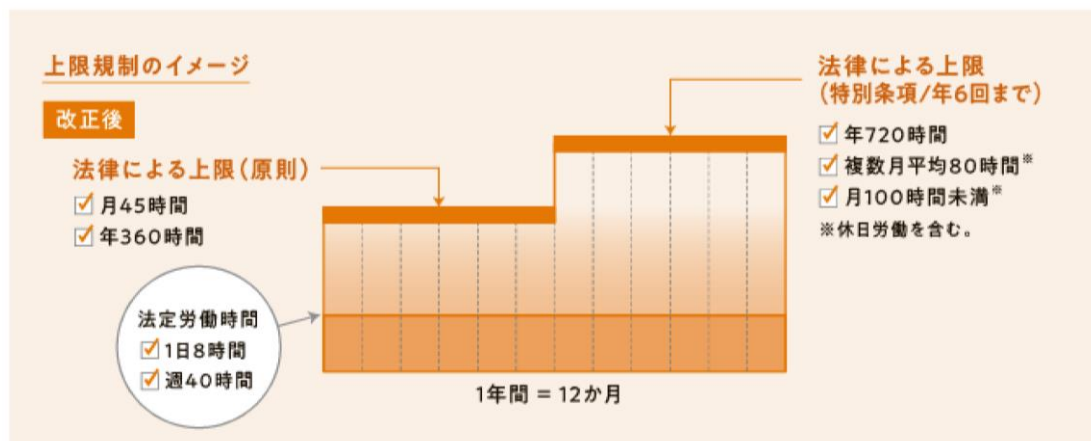
働き方改革関連法による改正後の労働基準法により、時間外労働の上限規制は2019（平成31）年4月（中小企業は2020（令和2）年4月）から施行されていますが、建設業については、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていました。2024（令和6）年4月からは、建設業においても、他の事業と同様に時間外労働の上限規制が適用されます。

2024（令和6）年4月～

36協定を締結した場合、時間外労働の上限は原則として月45時間、年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均が80時間以内
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月が限度



ただし、建設事業のうち、災害時における復旧及び復興の事業に限り、2024年4月以降も次の規定は適用されません。

- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均が80時間以内

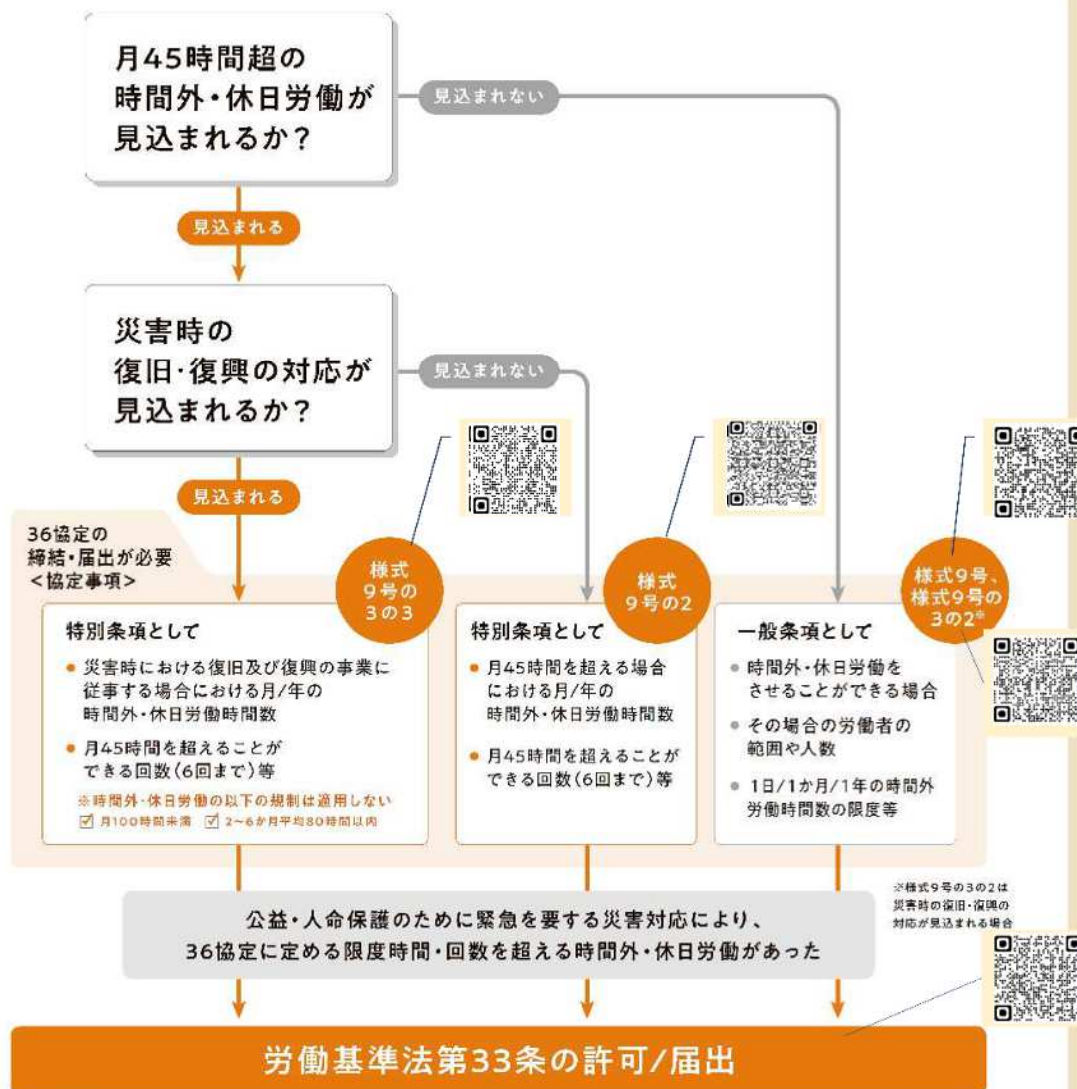
自社の時間外・休日労働の状況や工事の態様によって提出する36協定の様式が変わります（裏面へ↓）

詳しい情報や相談窓口は、お近くの労働基準監督署をご利用ください。



手続フローチャート

くらし、はたらき、
ともにススメ



※緊急時であっても、可能な限り時間外・休日労働は36協定の範囲内とすること。

36協定(様式9号の4)からの変更点

- 原則として時間外労働を1か月45時間、1年360時間以内で協定することが必要
- 災害時における復旧及び復興の事業を除き、時間外・休日労働の合計が以下を満たすことを協定することが必要
 月100時間未満 2~6か月平均80時間以内
- 1か月45時間を超えて時間外・休日労働をさせることがあるとして特別条項を設ける場合、特別延長できる回数を年6回まで協定することが必要

愛知労働局・中部地方整備局・愛知県
一般社団法人愛知県建設業協会・一般社団法人愛知県土木研究会

労働条件明示のルールが変わります。



2024年4月から

労働条件明示のルール

が変わります

詳しくは裏面や
厚生労働省ホームページ
もご覧ください！



労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に あらかじめ説明 することが必要になります。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

労働条件明示の制度改正のポイント

全ての労働者に対する明示事項

1

就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」※1（についても明示が必要になります。

有期契約労働者に対する明示事項等

2

更新上限の明示 【労働基準法施行規則5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示※2の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者に**あらかじめ**（更新上限の新設・短縮をする**前の**タイミングで）説明することが必要になります。

- i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

3

無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）の明示が必要になります。

4

無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示※2の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者（正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者）とのバランスを考慮した事項※4（例：業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など）について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示（有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準）

※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

※4 労働契約法3条2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。

（注）無期転換ルールを意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

詳しい情報や相談先はこちら

- 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト ①
- 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト ②
- 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について → 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部（室）、全国の労働基準監督署 ③



(2023年3月)

愛知県「休み方改革」イニシアチブ 賛同企業・団体 募集中！

●愛知県「休み方改革」イニシアチブとは？

愛知県「休み方改革」イニシアチブとは、経済界・労働界・教育界とともに、「休み方改革」を通じ、ワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による地域経済の活性化を目指す運動です。

以下に掲げる「休み方改革」につながる取組を1つ以上、実施していただける県内企業・団体の皆様は、ぜひ、本イニシアチブ賛同企業・団体としてご応募ください。



愛知の「休み方」を
変えます！



「休み方改革」につながる取組

- ▶ 年次有給休暇の取得率向上及び連続取得の促進
 - ・子どもの休みに合わせた保護者の有給休暇取得の促進
 - ・「あいちウィーク」期間中の有給休暇取得の促進 等
- ▶ 多様な特別休暇の導入及び取得促進
- ▶ 会社独自に祝休日を平日に振替
- ▶ 夏季・冬季の電力需要の抑制にあわせた平日休業日の設定
- ▶ ワークেশョン*¹、プレジャー*²の促進
- ▶ 「県民の日学校ホリデー」*³の創設・実施(※)
- ▶ 「ラーケーションの日」*⁴（校外学習活動の日）の創設・導入に向けた環境整備(※)
- ▶ 平日や閑散期の旅行需要の喚起を目的とした割引特典等の提供（あいちスキ旅キャンペーン）
- ▶ 愛知県「休み方改革」イニシアチブのシンボルである「あいちウィーク」の協賛事業*⁵の実施

(※の項目は市町村教育委員会・私立学校・幼稚園・専修学校・各種学校のみが対象)

*1 ワークেশョンとは

Work(仕事)とVacation(休暇)を組み合わせた造語。

*2 プレジャーとは

Business(ビジネス)とLeisure(レジャー)を組み合わせた造語。

*3 「県民の日学校ホリデー」とは

11/21～11/27までの「あいちウィーク」期間中の1日を学校ごとに「県民の日学校ホリデー」として指定する休業日のこと。

*4 「ラーケーションの日」とは

Learning(学習)とVacation(休暇)を組み合わせた造語。自主学習活動であるため、愛知県では学校に登校しなくても欠席扱いとならない。

*5 「あいちウィーク」の協賛事業とは

「あいちウィーク(11/21～11/27)」期間中の施設入館料・利用料の割引や景品の提供、イベントの開催などの事業のこと。

なぜ「休み方」を改革するの？

1. 「休み方改革」の目的

休み方改革を通じ、国民全体のワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による日本経済の活性化の実現を目指しています。

2. 「休み方」に関する課題認識

従業員の休暇満足度の向上は、生産性や従業員の定着率の向上に寄与します。一方、日本には、祝日は多くあるものの、国民が一緒に休みを取るため、質の高い休暇を楽しむことができません。



学校は祝日休みですが、企業の業種・職種や規模によって、親が祝日に仕事をしていることも多く、家族と一緒に過ごす時間がつくりづらいという現状があります。



日本の産業、特にサービス産業は、繁忙差が大きいことから、人員等の最適化が図りにくく、欧米に比べて生産性が低いという現状があります。



3. 「休み方改革」に向けた問題提起

土日祝日などの特定の日に国民が一緒に休むのではなく、企業や個人単位で休日を柔軟に設定できる環境をどのようにつくりか。



平均取得率6割程度に止まる有給休暇の取得が進むよう、いかに環境整備していくか。



子どもの休みを契機に家族と一緒に休める、家族の休みに合わせて子どもも活動できる仕組みをどうつくりか。



4. 愛知県「休み方改革」プロジェクトの詳細

詳しくは特設サイトにて！

愛知県「休み方改革」プロジェクト

検索



●愛知県「休み方改革」イニシアチブ 推進団体



賛同企業・団体の登録申請はこちらから！

<https://www.aichi-yasumikata.jp/form/>

【お問い合わせ先】

愛知県観光コンベンション局観光振興課企画グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 (愛知県本庁舎1階)

電話052-954-6354

愛知県休み方改革マイスター企業認定制度について

年次有給休暇の取得及び多様な特別休暇の導入を積極的に推進している中小企業等を奨励する「愛知県休み方改革マイスター企業認定制度」により、労働者が各自の仕事や家庭の予定に合わせた休暇の取得や、テレワーク等の多様な働き方を選択できる職場環境づくりをより一層推進します。

○認定対象

中小企業者（中小企業基本法第2条）、医療法人・個人開業医、社会福祉法人、学校法人、NPO法人 など

○認定期間

認定日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日まで（更新あり）

○主な認定基準



認定区分	認定基準
ブロンズ	<ul style="list-style-type: none"> 『愛知県「休み方改革」イニシアチブ』賛同企業・団体であること 前年度の平均年次有給休暇取得率（有休取得率）が60%[*]以上であること 年次有給休暇の取得状況を自社ウェブサイト等で公表していること
シルバー	<p>《ブロンズに加えて以下を満たす必要があります》</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度の有休取得率が75%[*]以上であること 『あいちワーク・ライフ・バランス推進運動』賛同事業所であること 時間単位の年次有給休暇制度を導入していること
ゴールド	<p>《シルバーに加えて以下を満たす必要があります》</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度の有休取得率が90%[*]以上であること 経営者が従業員の平均年次有給休暇取得日数以上の休みを取得していること 男性従業員が育児休業を取得しており、取得状況を自社ウェブサイト等で公表していること

※県が指定する特別休暇（リフレッシュ休暇、病気休暇等）を2つ以上導入している場合は、ブロンズは50%以上、シルバーは65%以上、ゴールドは80%以上となります。

○主な優遇措置

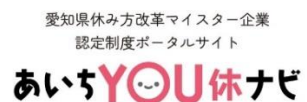
認定区分	優遇措置
ブロンズ	<ul style="list-style-type: none"> 県のウェブサイト等による企業名のPR、各種セミナー等の情報提供 「愛知県休み方改革マイスター企業」の名称及びロゴマークの使用 委託業務に係る総合評価競争入札又は企画競争（プロポーザル）における加点 建設工事に係る入札参加資格審査における加点 ハローワークの求人票における「愛知県休み方改革マイスター企業」の表示 【NEW】建設工事に係る総合評価落札方式における加点[*]
シルバー	<p>《ブロンズに加えて以下の優遇措置を受けられます》</p> <ul style="list-style-type: none"> 県主催の就職面接会・企業説明会、企業向けセミナー等の優先参加等 県の制度融資の融資対象 県関係団体主催の企業向け講座・セミナーに係る受講料の一部減免
ゴールド	<p>《ブロンズ及びシルバーに加えて以下の優遇措置を受けられます》</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事表彰及び副賞の贈呈

※2025年4月1日から評価項目に追加。詳しくは、P.19～21「総合評価落札方式の改正概要について」をご確認ください。

○申請方法

愛知県休み方改革マイスター企業認定制度ポータルサイト「あいちYOU休ナビ」から認定申請を行うことができます。

<https://aichi-meister.pref.aichi.jp/>



【お問い合わせ先】

愛知県労働局労働福祉課労使関係グループ（愛知県本庁舎2階）

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

電話052-954-6361

女性の活躍に取り組む企業等を応援します

「あいち女性輝きカンパニー」の認証

女性の活躍に向け、トップの意識表明や採用拡大、職域拡大、育成、管理職登用のほか、ワーク・ライフ・バランスの推進や働きながら育児・介護ができる環境づくりなどの取組を行っている企業等を「あいち女性輝きカンパニー」として県が認証します。

【対象】

愛知県内に本社または事業所を置く企業・団体等（国及び地方公共団体を除く。）

【認証基準】

- 「女性の活躍促進宣言」を県に提出していること。
- 「女性の活躍企業確認シート」に掲げる取組項目のうち、所定の項目数の取組を実施していること等。

宣言の詳細についてはこちら



【申請方法】

認証申請書に必要な事項を記載し、添付資料を添えて申請してください。

なお、認証申請書は、あいち女性の活躍促進応援サイトに掲載しています。



【主なメリット】

- 企業のイメージアップにつながります。
（認証ロゴマークを自社商品や広告、名刺、会社案内等に活用し、貴社をアピールして下さい。）
- 認証企業は県がPRします。
- 愛知県の公契約に係る入札等において、社会的価値を有する企業として評価されます。

【有効期間】

5年間（5年ごとに更新申請が必要です。）

「あいち女性輝きカンパニー」
認証ロゴマーク



2024年2月に「あいち女性の活躍促進応援サイト」をリニューアルしました！

カンパニー認証企業になると、「あいち女性の活躍促進応援サイト」で女性活躍や両立支援に関する情報を掲載し、女性が活躍している企業であることを学生や働きたい女性などに広くアピールできます！

女子大学生の取材による建設業のカンパニーの動画も掲載！ 詳しくはこちら



女性の活躍促進コーディネーター派遣

企業等における女性の活躍促進に向けた取組を支援するため、アドバイスや情報提供を行うコーディネーターを派遣します。女性の活躍に取り組みたいが、具体的にどのように進めていけばよいのかわからない方など、積極的にご活用ください。

【費用】

無料

【派遣場所】

県内であれば、ご要望に応じどこへでも訪問します。（交通費も無料です。）

なお、相談等は、オンラインや愛知県庁の会議室で行うことも可能です。

【コーディネーター】

社会保険労務士、キャリアコンサルタント等



詳しくはこちらのQRコードからご覧ください。

【お問い合わせ先】

愛知県県民文化局男女共同参画推進課（愛知県西庁舎7階）

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

電話 052-954-6657

暴力団離脱者受入企業を募集しています

警察による取締りや社会における暴力団排除意識の浸透等により、暴力団勢力は減少している状況ですが、暴力団からの離脱を一層進めるためには、暴力団離脱者が再び罪を犯したり、暴力団に戻らないよう、彼らの社会生活の基盤を確立することが重要です。

そこで愛知県は、（公財）愛知県暴力追放運動推進センターと愛知県警察が実施している暴力団離脱者受入企業登録の促進に協力しています。暴力団離脱者を雇用する企業（受入企業）として登録し、暴力団離脱者を雇用していただきますと、下記のとおり、雇用給付金の支給と身元保証制度の適用を受けることができます。

暴力団離脱者の社会復帰を支援するため、取組の趣旨を御理解いただき、暴力団離脱者の雇用について御検討くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○ 対象となる企業

企業の所在地、業種は問いません

○ 雇用給付金の支給

暴力団離脱者を継続して1カ月以上雇用した受入企業に（公財）愛知県暴力追放運動推進センターが次の金額を支給します。

- ・6カ月間 ⇒毎月8万円（上限）を支給
- ・9カ月目 ⇒12万円（上限）を支給
- ・12カ月目⇒12万円（上限）を支給

○ 身元保証制度

身元保証制度とは、雇用した暴力団離脱者が受入企業に損害を生じさせた場合に、（公財）愛知県暴力追放運動推進センターが損害を補償する制度です。

- ・保証期間
受入企業が暴力団離脱者を雇用して1年間
- ・補償金の範囲
補償金の請求は、回数に制限なく、支払い累計額が200万円まで
※雇用した暴力団離脱者が受入企業に業務上の損害を与えた場合
⇒損害額に応じて100万円まで
※受入企業、雇用主又は従業員に人的、物的損害を与えた場合
⇒人的、物的損害に応じて100万円まで
※契約等で労働者の負担と定められている費用が未回収の場合
⇒未回収額を50万円まで

●詳しい情報については、愛知県のWebサイトをご覧ください。

愛知県防災安全局県民安全課

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenmin-anzen/ridatusyasien.html>



【お問い合わせ先】

愛知県防災安全局県民安全課 安全なまちづくりグループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2（愛知県本庁舎1階）
電話052-954-6176

（公財）愛知県暴力追放運動推進センター

〒466-0054 名古屋市昭和区円上町26番15号（愛知県高辻センター2階）
電話052-883-3110

表紙写真の紹介

ジブリパーク

本県では、愛知万博の理念と成果を次世代へ継承し、愛・地球博記念公園の魅力と価値を一層高めるため、スタジオジブリ作品の世界観を表現した公園施設「ジブリパーク」を整備し、第1期エリアとして、2022年11月1日に「ジブリの大倉庫」、「青春の丘」、「どんどこ森」の3エリアを開園しました。さらに第2期エリアとして、2023年11月1日には「もののけの里」が、2024年3月16日には「魔女の谷」がそれぞれ開園し、5つのエリア全てがそろいました。

「ジブリの大倉庫」は、“ジブリ”がぎゅっと詰まった屋内エリアで、映像展示室や3つの企画展示、子ども向けの遊び場などの他、カフェやショップなどがあります。

「青春の丘」には、映画『耳をすませば』に登場する「地球屋」、「ロータリー広場」、映画『猫の恩返し』に登場する「猫の事務所」があります。

「どんどこ森」は、映画『となりのトトロ』をイメージしたエリアです。トトロを模した子ども向け遊具「どんどこ堂」や主人公姉妹が暮らす「サツキとメイの家」があります。

「もののけの里」は『もののけ姫』をイメージしたエリア。里山風景の中に作品の建物をモチーフにした「タタラ場」（体験学習施設）、キャラクターを模した「乙事主」（滑り台）や「タタリ神」（オブジェ）があります。

「魔女の谷」は、映画『魔女の宅急便』、『ハウルの動く城』などに描かれているヨーロッパ風の街並みのなかに、「グーチョコキパン屋」や「オキノ邸」、「ハウルの城」といった作品に登場する建物やレストランがあります。